

## 【別紙2】

# 四国地方整備局における電子契約の取扱いについて

(建設工事及び建設コンサルタント業務等)

## 1. 紙契約の選択

受注者は従来の紙による契約（以下「紙契約」という。）を希望する場合、別紙紙契約方式選択書（様式1）を提出するものとし、発注者（本官・分任官）は、受注者から、紙契約方式選択書が提出されたときは、紙契約により手続をするものとする。なお、紙契約方式選択書を提出しなかった場合には、特段の事情がない限り、発注者が電子契約システムを利用するとして定めた書類を紙で提出することはできない。

## 2. 入札情報サービス（PPI）上の明示

電子契約システムによる契約（以下「電子契約」という。）対象案件の入札公告等を作成する際には、電子契約対象案件である旨を受注希望企業に明示するため、公告文本文に下記のとおり記載するものとする。

### 1. 工事名、業務名への追記

案件名語尾に「（電子契約対象案件）」と追記する。

#### 設定例

- ・○○工事（電子契約対象案件）
- ・○○業務（電子契約対象案件）

### 2. 工事（業務）概要への追記

工事（業務）概要に「本工事（業務）は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象工事である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、落札決定後に発注者に紙契約方式選択書を提出し紙方式（契約）に代えるものとする。」と追記する。

## 3. 契約予定者のICカードの取扱い（代表者の権限の委任等）

### 3-1 電子契約を利用することができるICカードの基準

電子契約を利用することができるICカードは、競争参加資格認定通知書に記載されている者（以下「代表者」という。）又は代表者から契約権限について四国地方整備局電子入札運用基準（以下、「電入基準」という。）に基づく年間委任状（以下、単に「年間委任状」という。）により委任をうけた者（以下「受任者」という。）のICカードに限るものとする。

受任者による電子契約の利用に関する取扱いは電入基準8-1によるものとする。

### 3-2 個別案件における委任の取扱い

電子契約における復代理は、受任者から個別案件についての委任状の提出があった場合に限り認めることができるものとする。また、代表者又は受任者のICカードが、代表者の変更、有効期限の満了等の理由で、四国地方整備局競争契約入札心得第15条第1項で定める契約書等の提出期間中に使用することができないことが明らかな場合等も同様に、個別案件における委任を認めることができるものとする。

### 3-3 経常建設共同企業体におけるＩＣカードの取扱い

電子契約可能なＩＣカードは、経常建設共同企業体（以下、「経常JV」という。）を構成する各会社の代表者（競争参加資格認定通知書に記載されている者）又は当該代表者から3-1又は3-2の規定に基づき委任された者のＩＣカードとする。

また、経常JVの電子契約にあたっては、構成会社の代表者から代表会社の代表者に対する契約権限についての個別案件に係る委任状の提出を求めるものとする。

なお、経常JVによる受注者における利用者登録時の口座情報の設定については、経常JVの名称を冠した代表会社名義の口座情報を、代表会社の情報に登録させるものとする。

### 3-4 特定建設工事共同企業体等におけるＩＣカードの取扱い

電子契約可能なＩＣカードは、特定建設工事共同企業体等（以下、「特定JV」という。）を構成する各会社の代表者（競争参加資格認定通知書に記載されている者）又は当該代表者から3-1又は3-2の規定に基づき委任された者のＩＣカードとする。

また、特定JVの電子契約にあたっては、構成会社の代表者から代表会社の代表者に対する契約権限についての個別案件に係る委任状の提出を求めるものとする。

ただし、3-1の規定に基づく支店長等の受任者が特定JVを結成している場合には、構成会社である受任者から代表会社である受任者に対する契約権限についての個別案件についての委任状の提出であっても、これを認めるものとする。

なお、特定JVによる受注者における利用者登録時の口座情報の設定については、以下のとおりとする。

#### 1. 工事

特定JVの名称を冠した代表会社名義の口座（別口預金口座）情報を、代表会社の情報に登録させるものとする。

#### 2. 業務

代表会社名義の口座（別口預金口座）情報を、代表会社の情報に登録させるものとする。

### 3-5 ＩＣカードの権限等確認

発注者は、受注者の業者名及びＩＣカードの名義人氏名により契約権限の有無を確認する。以上の確認は、3-1又は3-2に規定する当該業者の代表者又は受任者か否かの確認を行うものとする。

確認の結果、契約権限を有しないと判断された場合には、発注者は受注者に電話等での旨を通知するものとし、この場合において、代表者又は代理権限のある名義人のＩＣカードにより再度利用者登録を行わせるものとする。なお、以下の方法によらなければ、当該案件での電子契約を認めないものとする。

①代表者又は代理権限のある名義人のＩＣカードにより、再度利用者登録を行う。

②代表者又は代理権限のある名義人のＩＣカードが使用できない場合等は、1.に基づき紙契約方式選択書を提出する。

### 3-6 受任者との電子契約

代表者のＩＣカードにより入札し落札した場合には、代表者又は代表者から委任状により契約権限の委任を受けた者と電子契約を締結することができる。

受任者のＩＣカードにより入札し落札した場合には、原則として、当該入札をした受任者又は代表者と電子契約を締結することができる。

### 3－7 電子契約手続き開始後のＩＣカードの変更

受注者は、電子契約手続き開始以降、使用していたＩＣカードについて、ＩＣカード発行機関のＩＣカードの利用に関する規約上の失効事由が生じた場合又は有効期限の満了により使用することができなくなることが確実な場合において、当該契約に関し契約権限のある他のＩＣカードに変更しようとするときは、電子契約システムポータルサイトの「ＩＣカード更新」より旧ＩＣカードの利用者登録情報等を引き継ぐこと。また、遅滞なく発注者に変更届を電子契約システム等で提出するものとし、発注者は、変更後のＩＣカードに関して契約権限等に問題がないことを確認するものとする。

様式 1

## 紙契約方式選択書

(契約担当官等の官職氏名) 殿

令和 年 月 日

住 所  
氏 名

発注件名

上記案件は、電子契約対象案件ですが、紙契約方式での手続きを選択します。

※押印は不要です。